

令和 2 年 7 月 3 日

就学援助認定となられたご家庭のみなさま

八王子市立長房中学校

校長 中 嶋 昭 江

給 食 費 に つ い て

給食費は認定区分によって、下記のように支給されます。

記

1 「要保護」となられたご家庭

実際にかかった費用が支給され、八王子市生活福祉課より直接学校に振込まれます。

2 「準要保護」となられたご家庭

実際にかかった費用が支給され、学校に振込まれます。

※ 認定通知日以降は、費用をお支払いいただくず、八王子市保健給食課から直接学校に支給されます。

お支払いいただいた費用がある場合は、学校から **7 月 6 日に振替口座（多摩信）に振込み（返金）**をいたしますので、ご確認ください。

3 「準々要保護」となられたご家庭

実際にかかった費用の半額が支給され、八王子市より各ご家庭の指定口座に振込まれます。

したがって給食費は全額お支払いしていただくことになります。

八王子市より支給（振込）される時期は以下のとおりです。

1 学期分… 8 月下旬（25 日頃の予定） 2 学期分… 翌年 1 月下旬（25 日頃の予定）

3 学期分… 翌年 4 月中旬（15 日頃の予定）

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ願います。

お問い合わせ先

長房中学校 事務担当：作山 ☎ 664-1480